平成２２年（フ）第６９９９号
大阪市中央区農人橋２丁目１番22号　ビスタ本町501
債務者　松浦　啓一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７００２号
大阪市住吉区苅田３丁目12番９―206号、事業所所在地大阪府堺市堺区新町５番32号
債務者　ふく長ことめし膳こと　安居　　保
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３１号
大阪府箕面市牧落５丁目19番29号
債務者　二宮　恒久
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３４号
大阪府東大阪市上石切町２丁目1426番地の17朝日プラザ生駒西一番館　B―307号
債務者　山里　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９３号
大阪府豊中市寺内１丁目２番20―201号
債務者　嘉澤　峰一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１４号
大阪市生野区田島３丁目１番17号
債務者　北野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２９２号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
債務者　森脇マサヱ
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３５号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番１―502号
債務者　大舘　三義
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５１号
大阪府吹田市山田西４丁目６番１―1225号
債務者　森　　路佳
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５９号
大阪市此花区高見１丁目４番51―509号
債務者　吉川　文明
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６２号
大阪府門真市城垣町24番18号
債務者　田中　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７１号
大阪市西区南堀江２丁目９番10号　堀江グリーンビル302
債務者　宮林　見早
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４７３号
大阪市北区西天満３丁目３番７―302号
債務者　長戸　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４５号
大阪府枚方市東中振２丁目17番１―503号
債務者　福田　由味
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４９号
大阪市天王寺区清水谷町12番22号　杉田ビル503号
債務者　平野　啓司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５１号
大阪市平野区平野東２丁目２番28―511号
債務者　森田好美こと　金　　好美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０３号
大阪府寝屋川市中神田町18番４―202号
債務者　吉田　広美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２９号
大阪市住吉区苅田10丁目４番28―207号
債務者　小西　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部